

令和4年第9回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和4年9月26日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和4年第9回東串良町農業委員会会議録

令和4年9月26日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和4年9月26日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和4年9月26日 午前11時05分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
出席○ 欠席×							
	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
出席数8名	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員		1番	鶴丸 千尋	7番	大村 教男		
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 若松 雄一		
会 議 に 付 し た 事 項	<p>日程第1 議案第44号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第45号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第5 議案第48号 非農地証明願による申請について</p> <p>日程第6 議案第49号 農地あっせん委員の選任について</p>						

開会 午前10時00分

議長（豎山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者全員で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和4年第9回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1番鶴丸委員と、7番大村委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が9件26筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（豎山）

それでは日程第1議案第44号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が5件、賃借権が10件であります。

それでは、事務局の説明をお願いいたしたいところでありますが、資料1ページ、所有権37番については、農地の譲渡人が町永委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第25条によって、町永委員は質疑の間、退席をお願いします。

（町永委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（駿河崎）

それでは、説明いたします。資料1ページをお開きください。

所有権の37番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転で

ございます。

以上で説明をおわらせていただきます。

議長（豎山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、町永委員の入室を認めます。

（町永委員入室）

それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（駿河崎）

それでは、説明いたします。資料1ページをご覧ください。

所有権の36番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをお開きください。

次に38番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に39番、譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に40番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

3ページをご覧ください。

賃借権の 88 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 89 番、貸人は志布志市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

4 ページをお開きください。

次に 90 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 91 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 92 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 93 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

5 ページをご覧ください。

次に 94 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 95 番、貸人は福岡県の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 96 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

6 ページをお開きください。

次に 97 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

以上でございます。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

92番の面積が183㎡となっておりますけど、間違いではないですか。

事務局（駿河崎）

面積は間違いございません。

議長（豎山）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第44号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（豎山）

次に、日程第2議案第45号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（駿河崎）

それでは、説明いたします。資料7ページ、および8ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が1件1筆、面積998㎡、使用貸借権が6件11筆、面積12,293㎡となっております。総面積は13,291㎡であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第45号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長(豎山)

次に、日程第3議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転3件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいところでありますが、資料10ページの25番については、譲受人が町外在住であり、現地調査を行っていますので、先に質疑を行わせていただきます。

それでは25番についての現地調査報告を木佐貫委員にお願いします。

(木佐貫委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和4年9月20日火曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と上池推進委員と事務局の計5人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、鹿屋市在住の譲受人が、農地の購入するものであり、作付予定作物は飼料となっております。

譲受人は、6年間の農作業の経験をもっており、農業への従事状況及び、保有している農地の面積は農地法第3条の許可基準を上回っており、特に問題はないものと思われま

す。なお譲受人の住所は、鹿屋市串良町となっておりますが、申請地からの距離は車で約5分程度となっております、耕作には問題はないものと思われま

す。農機具に関しても実家にトラクター、タイヤショベルを所有しており、農業を行う能力は特に問題はないものと思われま

す。さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないものと思われま

す。以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（駿河崎）

それでは、資料 9 ページをお開きください。
所有権の 23 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん
売買による所有権移転です。

次に所有権の 24 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇
さん贈与による所有権移転です。
以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上を持って日程第 3 第 46 号農地法第 3 条の規定による許可申請につ
いて原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第4議案第47号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は所有権設定が2件、賃借権設定が1件ございます。

それでは、資料11ページ、〇〇さんからの転用申請について質疑に入ります。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いしておりますが、本申請については令和4年第4回定例総会時において農用地区域からの除外を審議した際に、現地調査の報告は行われておりますので、今回の質疑では省略させていただきます。

それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料12ページ、〇〇さんからの転用申請について現地調査報告を谷口委員にお願いします。

（谷口委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和4年9月20日火曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と松留立美推進委員と事務局の計4人で行いました。

なお、関係者としては、譲受人の〇〇さんが出席されました

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、農用地区域外農地に該当し、周囲の農地の広がりがあることから、第1種農地に相当するものと思われま

す。第1種農地は原則として転用は許可されませんが、申請地の向かい側には住宅が

つらなっていることから集落の接続に該当するものと思われま

転用する面積は 297 m²であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひしませす

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めませす。

よって本案は原案のとおり承認することに決ましました。

次に資料 13 ページ、〇〇さんからの転用申請について現地調査報告を松留立美委員にお願いしませす。

（松留立美委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 9 月 20 日火曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と谷口委員と事務局の計 4 人で行いませす。

なお、関係者としては、借人の〇〇から〇〇さんが出席されませす

転用においての申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は、農地区分としませすは農用地区域外農地に該当し、周囲の農地の広がり具合から第 1 種農地に相当するものと思われませす。

しかしながら、今回の申請は砂採取を目的としており、期間が 1 年間と限定されるので不許可の例外である一時転用に該当するものと思われませす。

また、資金に関しては自己資金で賄う予定であるとのことです。

転用する面積は 1543 m²であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われませす

また、申請人は転用に係る工事の際は、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われませす。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第4議案第47号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に日程第5議案第48号非農地証明願ひによる申請について議題といたします。

今回は申請が1件あります。

資料の14ページの〇〇さんからの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を上池委員にお願いいたします。

（上池委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和4年9月20日火曜日に、非農地証明に係る現地調査を、私と木佐貫委員と事務局の計4人で行いました。

なお、関係者としては、〇〇から〇〇さんが出席されました

申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、第2種農地に該当し、本来は転用申請が必要であります。今回は、申請地が荒廃してから20年以上経過しており、農地としての復元も難しいものであるため非農地の証明を行ってもやむをえないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（堅山）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。
よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第 5 議案第 48 号非農地証明願による申請についての審議を終えたいと思います。

議長（堅山）

次に、日程第 6 議案第 49 号農地あっせん委員の選任について議題といたします。今回は、売買を求める申し出が 1 件、賃借を求める申し出が 1 件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思っております。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。
資料 15 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、15 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に鶴丸委員と町永委員を指名いたします。委員長は鶴丸委員にお願いしたいと思います。

次に、資料 16 ページをご覧ください。次に〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料 16 ページをご覧ください。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、16 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に木佐貫委員と内村委員を指名いたします。委員長は木佐貫委員にお願いしたいと思います。

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 6 議案第 49 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※10月現地調査：20日（木）

定例総会：25日（火）

申請締切：12日（水）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和4年第9回定例総会を閉会いたします。